

奨学規程

目 次

章	表 題	ページ
第1章	奨学生共通事項	1
第2章	貸費奨学生	3
第3章	給費奨学生	4
第4章	その他	5

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中村積善会（以下「本財団」という）が定款に定める目的である奨学事業を遂行するために必要な事項を定める。

第1章 奨学生共通事項

(用語の定義)

第2条 この規定で使用する用語を次のように定義する。

- (1)奨学生……………本財団から学資の給貸与を受ける学生をいう
- (2)貸費奨学生…貸費奨学金を受ける奨学生
- (3)給費奨学生…給費奨学金を受ける奨学生

(奨学生の募集範囲)

第3条 奨学生の募集範囲は、日本国内の大学または大学院に在学する日本人学生および海外からの留学生とする。

(奨学金の種類)

第4条 奨学金は、返還を要する貸費奨学金と返還を要さない給費奨学金の2種とする。

(給貸与の期間)

第5条 奨学金を給貸与する期間は、大学および大学院等の正規の最短修業期間内とする。

(出願手続き)

第6条 奨学生志望者は、次の書類を添えて本財団に提出するものとする。

- (1)奨学生願書
 - (2)在学証明書
 - (3)学長等の推薦書
 - (4)その他、本財団が指定する書類
- 2 前項の書類は本人または連帯保証人・保証人あるいは父母兄姉から本財団理事長宛提出するものとする。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の採否は、本財団の「奨学生選考委員会」が選考基準を基に選考決定する。

2 前項の決定は本人に通知する。

(期間中の報告)

第8条 奨学生は毎年度終了後次の書類を提出しなければならない。

- (1)学業成績表
 - (2)在学証明書
 - (3)奨学生新年度報告書
- 2 年度途中には、「生活・学業状況報告書」を提出しなければならない。

(奨学生の指導)

第9条 本財団は、奨学生の資質の向上を図るため、また学業および生活について以下の適切な相談および指導を行う。

- (1)「奨学生指導懇談会」を全国の主要な地において開催する
- (2)前条の報告に基づき適宜指導する

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の事項に異動があったとき、連帯保証人または保証人と連署して直ちに届出なければならない。

- (1)休学、復学、転学、または退学したとき
 - (2)本人および連帯保証人・保証人の氏名、住所、電話番号、連帯保証人・保証人の身分、その他重要な事項
- 2 前項について、本人が疾病などのために届け出ることができないときは連帯保証人または保証人が届出なければならない。

(奨学金の交付)

第11条 奨学金は毎月本人の銀行口座振込をもって交付する。

ただし、特別の事情があるときは数カ月分を合わせて交付することがある。

(奨学金額の変更)

第12条 本財団は、奨学金の安定支給に努めるものとする。

- 2 経済情勢の急激な変化、天災等の不測の事態等特別な事情が生じたときは、第20条、第27条の定めにかかわらず奨学金の額を変更することがある。

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申出ができる。

(給貸与期間の短縮)

第14条 本財団は、奨学生の学業成績の状況により奨学金の給貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の休止)

第15条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。

(奨学金の停止または廃止)

第16条 本財団は、奨学生が次の各号の一に該当すると認められるとき奨学金を停止または廃止する。

- (1)傷病、疾病などのために成業の見込みがないとき
- (2)学業成績または操行が不良となったとき
- (3)奨学生として好ましからざる過激的な思想や言動のあったとき
- (4)奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (5)休学、転学が適当でないと

(6)その他、奨学生として適当でないとき

(返還請求)

第17条 本財団は、下記に掲げる奨学生の故意による重大な違反があった場合には、奨学金の支給を停止し、支給した奨学金の返還を直ちに求めることができる。

- (1)第6条の出願書類に重大な虚偽記載があった場合
- (2)第16条の停止等要件に、悪質性が認められるとき
- (3)その他、本財団が求める報告等に誠実性がなく、不適切と認めた場合

第2章 貸費奨学生

(貸費奨学生の対象者)

第18条 貸費奨学生の対象者を次のとおりとする。

- (1)第3条に該当する者
- (2)品行方正、学術優秀、身体健んで学資の支弁が困難と認められる者
- (3)他の機関で貸費奨学生を受けていない者
- (4)学長等の推薦を受けた者

(連帯保証人)

第19条 貸費奨学生願書には連帯保証人が連署しなければならない。

連帯保証人は本人の父母または成人している兄姉またはこれに代わる者でなければならぬ。

(奨学金の額)

第20条 貸費奨学生の額は、次のとおりとする。

	奨学生	奨学金月額
(1)	大学学部	64,000円
(2)	大学院修士課程、専門職大学院の課程	88,000円
(3)	大学院博士課程	122,000円

(借用証書の提出)

第21条 貸費奨学生が卒業または第22条各号の一に該当したときは、連帯保証人と連署して所定の「奨学金借用証書」を提出しなければならない。

(奨学金貸与の終了)

第22条 貸費奨学生が次の各号に該当したときは、奨学金の貸与を終了する。

- (1)貸与期間の満了

- (2)退学
- (3)奨学生の辞退
- (4)奨学生の廃止

(奨学生の返還方法)

第23条 奨学生は、前条により奨学生貸与が終了した月の6ヵ月後から、貸与を受けた月数の3倍の年月内にその金額を月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法を選択した返還計画書を作成し返還しなければならない。返還金はその全額または一部を一時に返還してもよい。

(期間終了後の報告)

第24条 奨学生返還完了前の者は、次に掲げる異動があったときは直ちに届出なければならない。

- (1)氏名、住所、電話番号等
 - (2)勤務先
 - (3)連帯保証人の身分
 - (4)その他重要な事項
- 2 前項の届出は、本人が疾病などのために届出ことができないときは連帯保証人または家族から届出なければならない。
- 3 第1項(4)のうち「本人が死亡した」ときは、連帯保証人または遺族が戸籍抄本を添えて直ちに届出なければならない。

(返還の猶予と免除)

第25条 奨学生の返還猶予または返還免除について以下のとおりとする。

- (1)貸費奨学生であった者が更に上級学校に進んだとき、その在学期間奨学生の返還を猶予することができる
- (2)疾病その他正当な事由により奨学生の返還が困難な者には、出願によって相当の期間返還を猶予または免除することができる
- (3)奨学生または奨学生であった者で、奨学生返還完了前に死亡したときは、その後の返還を免除する

第3章 給費奨学生

(給費奨学生の対象者)

第26条 給費奨学生の対象者を次のとおりとする。

- (1)第3条に該当する者
- (2)優秀な資質を有し、経済的に不遇で奨学生返還困難と認められる者
- (3)留学生は4月入学の私費留学生である者
- (4)学長等の推薦を受けた者

(奨学生の額)

第27条 給費奨学生の額は、全員一律40,000円とする。

(保証人)

第28条 保証人は、給費奨学生願書に連署しなければならない。

保証人は本人の父母兄姉またはこれに代わる者でなければならない。

(奨学生種別の変更)

第29条 給費奨学生は家庭事情の好転または本人の希望により貸費奨学生となることができる。この場合の返還金額は貸費奨学生となってからの金額とする。

(返還請求)

第30条 本財団は、奨学生が第16条に該当する場合は、第4条の記述にかかわらず給費奨学生であっても返還を請求することができる。

(期間終了後の報告)

第31条 給費奨学生は、卒業または期間終了したとき、本財団指定の「期間終了報告書」を提出しなければならない。

第4章 その他

(規程の改廃)

第32条 本規程の改廃は、理事会の承認をもって行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から適用する。